

年	月	制度改正等施行スケジュール
2015年 (H27年)	4月	介護報酬改定
		第6期介護保険事業計画開始 (第1号介護保険料の見直し、標準的な認知症ケアパス等反映)
		地域ケア会議の推進(法制化)
		在宅医療連携拠点機能を展開(2018年4月までに全ての市町村で実施)
		予防給付(介護予防、通所介護・訪問介護)の新しい総合事業への移行開始 (2017年4月までに全市町村で実施。2018年までに移行完了)
		特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上に限定
		サービス付き高齢者向け住宅 住所地特例制度の適用
	お泊りデイサービスの見直し(届出、事故報告、情報公表などを義務付け)	
8月	利用者負担の見直し (一部利用者の自己負担が1割から2割へ、補足給付に資産要件追加等)	
2016年 (H28年)	4月	小規模通所介護事業所 地域密着型サービスへの移行
		介護福祉士の資格取得要件の見直し
2018年 (H30年)	4月	居宅介護支援事業所 指定権限を県から市町村へ移譲

社会保障審議会介護給付費分科会の資料を参考に筆者作成